

<税務>

注1

スキャナ保存が使いやすくなりました



倉庫いっぱいの経理書類の山も・・・



3営業日以内に
署名とタイムスタンプ



システムの要件のほか
検査要件など

注3

注4



2か月と7営業日以内に
スキャン



システムの要件を
満たす

注2

スキャナ保存で廃棄OK!

※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 大橋、酒井 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関する事、経営に関する事を各専門家がワンストップでご相談に応じます。

- 注1) 令和4年1月から、税制改正により電子帳簿保存法が改正されました。従前と比べ使いやすくなっています。
- 注2) 最大2か月と7営業日以内にスキャンすればスキャンの要件を満たすこととなりました。改正前は3営業日以内に必要な事務があったことから考えると、事務の日程におおきなゆとりが生まれました。
- 注3) このほかにスキャンデータの保存には検索要件や真実性要件など細かな規定がありますが、そういった要件に適合したことを国が証明する「JIIMA 認証」を受けているシステム等に保存することとすれば、保存の要件を満たします。
- 注4) システムの導入やスキャンの手間が生じることなどは検討が必要です。
しかし紙で証憑を保管することなく破棄することが可能になれば、経理書類の保管コストの削減や管理の手間がなくなります。
改正を機に、検討してみてもはいかがでしょうか。